

# 令和8年度第1回舞鶴市総合計画審議会 次 第

日時 令和8年5月1日（金）  
14時00分～  
場所 舞鶴赤れんがパーク  
市政記念館ホール

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 議事（協議・報告事項）

（1）諮問 次期舞鶴市総合計画・基本構想案について（15分）

（2）意見交換（60分）

舞鶴市総合計画審議会 委員名簿（敬称略）

委嘱期間：令和5年4月1日～令和9年3月31日

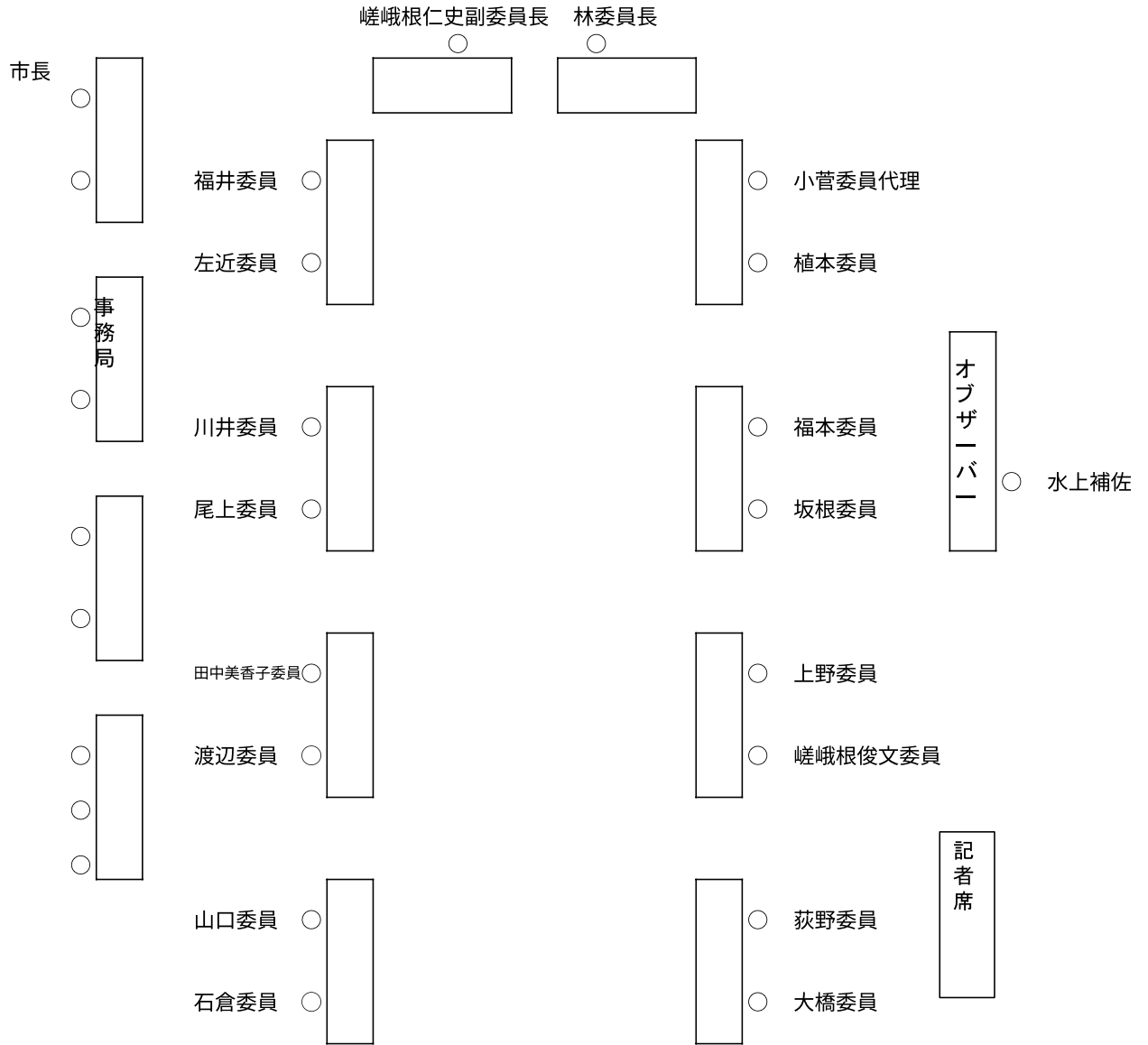
	区分	所属	役職	氏名	出欠	前回から 変更	
1	委員長	学識経験者	舞鶴工業高等専門学校	校長	林 康裕	出席	
2		学識経験者	京都職業能力開発短期大学校	校長 (部長)	中部 主敬 (小菅 孝一)	代理	
3	副委員長	経済	舞鶴商工会議所	会頭	嵯峨根 仁史	出席	
4		観光	京都府北部地域連携都市圏振興社	舞鶴地域本部長	植本 浩明	出席	
5		住民（地域）	舞鶴自治連・区長連協議会	会長	福本 清	出席	
6		住民（若者）	舞鶴青年会議所	理事長	坂根 一彰	出席	
7		住民（女性）	NPO法人まいづるネットワークの会	副理事長	上野 和美	出席	
8		住民（まち）	NPO法人まちづくりサポートクラブ	副代表理事	嵯峨根 俊文	出席	
9		福祉	舞鶴市社会福祉協議会	会長	荻野 隆三	出席	
10		福祉	社会福祉法人大樹会	理事・施設長	大橋 裕子	出席	
11		子育て	舞鶴市PTA連絡協議会	会長	石倉 毅	出席	○
12		教育機関	舞鶴医療センター附属看護学校	教員	山口 綾	出席	
13		スポーツ	舞鶴市スポーツ協会	会長	渡辺 弘	出席	
14		文化	舞鶴市文化協会	副会長	田中 美香子	出席	
15		環境	まいづる環境市民会議	顧問	尾上 亮介	出席	
16		金融	(株) 京都銀行東舞鶴支店	東舞鶴支店長	川井 啓	出席	
17		金融	京都北都信用金庫	東舞鶴中央支店長代理	左近 美絵	出席	
18		交通	京都交通株式会社	課長	福井 尚朋	出席	
19		行政	近畿財務局舞鶴出張所	所長	田中 陽	欠席	
20		言論	FMまいづる	ジェネラルマネージャー	時岡 浩二	欠席	

委員 20名 うち出席者 18名

区分	所属	役職	氏名	出欠	前回から 変更
オブザーバー	京都府中丹広域振興局	地域連携・振興部 企画・連携推進課長	福井 あゆみ	欠席	
オブザーバー	京都府港湾局	港湾企画課長 (港湾企画課 課長補佐)	樫 智徳 (水上 真由子)	代理	

令和8年度 舞鶴市第1回総合計画審議会 座席表

舞鶴赤れんがパーク  
市政記念館ホール



出入口

傍聴席



## ○舞鶴市総合計画審議会条例

平成29年10月4日

条例第41号

## (設置)

第1条 本市における総合計画(総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するための実行計画をいう。以下同じ。)に関する事項を調査し、及び審議するため、舞鶴市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定、実施その他必要な事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 市内の各種団体の代表者
  - (3) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、事項の規定は、交付の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に舞鶴市総合計画審議会の委員である者の任期は、令和5年3月31日までとする。

## 舞鶴市における審議会等の会議の公開に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、公正で開かれた市政を推進するため、審議会等の会議(以下「会議」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関(以下「附属機関」という。)
- (2) 行政運営上の参考とするため、市民、学識経験者等から意見聴取をすることを目的に開催する懇話会等

## (会議の公開)

第3条 会議は、公開する。ただし、会議(附属機関に係るものに限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
- (2) 舞鶴市情報公開条例(平成11年条例第31号)第5条各号に定める情報(以下「不開示情報」という。)を含む内容について審議等が行われるとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められるとき。

## (公開の方法等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、審議会等の長がその傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等は、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
- 4 審議会等は、傍聴者に対し、会議に係る資料を提供するものとする。ただし、附属機関に係る資料で不開示情報が含まれるものについては、この限りでない。

## (会議開催計画書の作成等)

第5条 審議会等を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、公開の会議を開催するときは、会議を開催する日の2週間前までに、会議開催計画書(様式第1号)を作成し、総務課長に送付するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、開催の決定後、速やかに行うものとする。

(会議開催計画の公表)

第6条 前条の会議開催計画書の内容は、会議を開催する日のおおむね1週間前までに、市の広報紙及びホームページへの掲載、市政情報コーナーへの配架等により公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(会議結果報告書の作成等)

第7条 所管課長は、公開の会議を開催したときは、当該会議の終了後、速やかに会議結果報告書(様式第2号)を作成し、総務課長に送付するものとする。

(会議結果の公表)

第8条 前条の会議結果報告書の内容は、市のホームページへの掲載、市政情報コーナーへの配架等により公表するものとする。

(非公開の会議の取扱い)

第9条 所管課長は、非公開の会議を開催したときは、当該会議の終了後、可能な範囲で、その結果を公表するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第10条 所管課長は、毎年度終了後、会議の公開に関する運用状況を、会議公開運用状況報告書(様式第3号)により、総務課長に報告するものとする。

2 総務課長は、前項の会議公開運用状況報告書を取りまとめ、市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(審議会等の概要の公表)

第11条 所管課長は、審議会等の設置等をしたとき又は既に設置等をしている審議会等の変更若しくは廃止等をしたときは、審議会等設置等(変更・廃止等)届出書(様式第4号)を作成し、総務課長に送付するものとする。

2 総務課長は、審議会等の概要を市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

舞政企第16号  
令和8年5月1日

舞鶴市総合計画審議会  
委員長 林 康裕 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



次期舞鶴市総合計画基本構想について（諮問）

舞鶴市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問内容  
次期舞鶴市総合計画基本構想について
- 2 諮問理由

次期舞鶴市総合計画の策定については、検討の段階から、市民参加型の「#みんなで作る舞鶴2040」プロジェクトを始動し、ワークショップや市民ヒアリング、SNSを通じて延べ約2,000人の市民から多岐にわたる声をいただきました。

令和8年2月16日開催の第2回舞鶴市総合計画審議会にて委員の皆様からいただいた意見と「#みんなで作る舞鶴2040」プロジェクトでいただいた意見を踏まえ、庁内で検討を重ねた結果、基本構想案がとりまとめられましたので、「次期舞鶴市総合計画の基本構想」に関して諮問し、意見を求めるものであります。

以上

2026年5月1日

次期舞鶴市総合計画（2027年4月～2040年3月）  
基本構想案

舞鶴市

## 1. 計画策定の基本方針

舞鶴市では、第7次総合計画後期実行計画において、「未来に希望がもてる活力あるまち舞鶴」をまちの将来像に掲げ、希望の種を蒔き、大切に育ててまいりました。これまでの確かな歩みを土台に、将来に渡って持続可能なまちづくりを推進するにあたり、私たちは今、大きな分岐点に立っています。

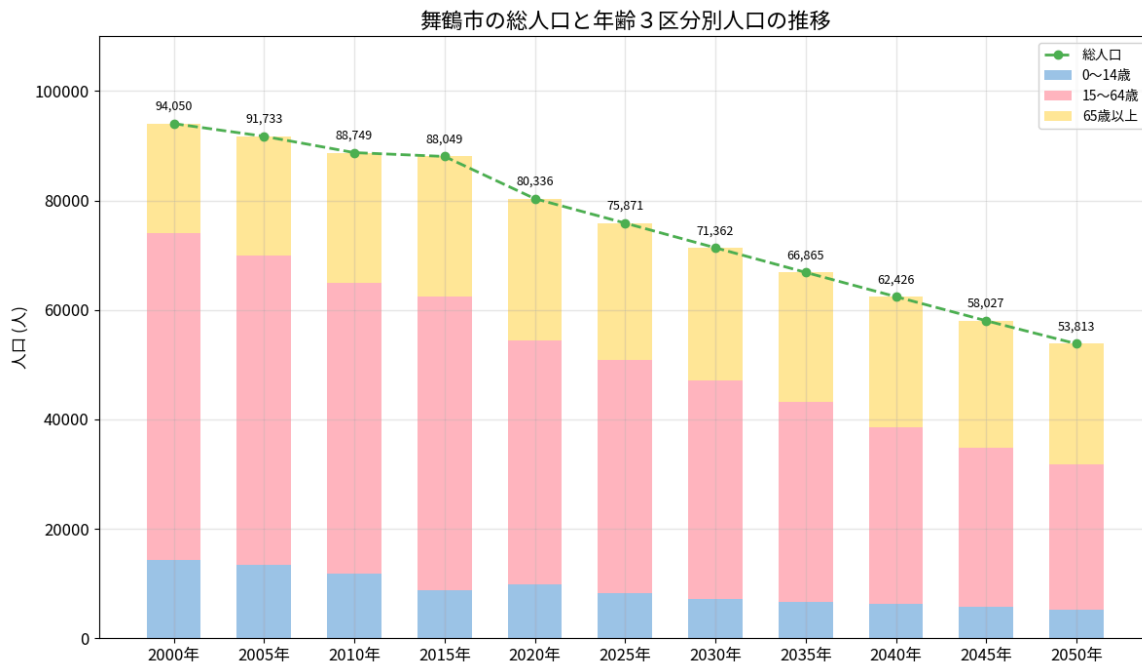
現在、我が国は、急速に進む人口減少や少子高齢化といった構造的な課題に加え、激甚化する自然災害への備えや、持続可能な地域経済の維持など、複雑かつ多様な行政課題に直面しています。

舞鶴市の人口は、1985年（昭和60年）の約9万9千人をピークに減少へと転じ、2040年には約6万2千人まで減少すると推計されており、団塊ジュニア世代が高齢者となり、人口減少と少子高齢化がピークを迎える、いわゆる「2040年問題」は、今から見据えておくべき不可避の課題として顕在化しつつあります。

しかし、いかに厳しい状況下にあろうとも、この困難をこれまでの常識や前例にとらわれない新しい社会モデルへと進化するための「変革の好機」と捉えています。

その上で、市民の命と健康を守る医療提供体制の確保や、新たな産業の創出、豊かな自然環境の保全、さらには引揚の史実をはじめとする多様な歴史文化の継承といった、次世代への責務をしっかりと果たせるよう、市民のみならずみなさまとともに持続可能なまちづくりに取り組みます。

舞鶴市の宝である「人との温かいつながり（人）」、郷土を慈しむ「深い地域愛（愛）」、そして歴史に培われた「まちへの確かな誇り（誇り）」の3つの思いをこめて、市民誰もが未来に希望を描き、その希望と活力を次世代へと繋ぐまちの指針として、2040年を見据えた次期総合計画を策定します。



※舞鶴市統計書および、社人研『日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）』より作成  
 （2015年、2020年は国勢調査の年齢不詳補完結果より作成）

## 2. 基本的事項

次期総合計画の策定においては、長期的な視点を見据えた「基本構想」として、計画期間を13年間（2027年4月から2040年3月まで）に設定します。

また、より実効性の高い計画とするため、構成の抜本的な刷新を図ります。具体的には、従来の「基本構想」と「実行計画」の2部構成を維持しながら、「実行計画」を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と統合した新しい形へと進化させます。これにより、行政の指針と地方創生の取組を一体化させ、より戦略的なまちづくりを推進します。

この新たな実行計画については、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、13年間の基本構想期間を「4年・4年・5年」の3期に分割して策定します。記載する各取組には、ロジックモデルを活用し、「めざす社会的な成果」とそこに至る「道筋」、そして「評価指標」を体系的に取りまとめることで、事業の見える化と着実な成果の創出を図ります。

さらに、計画の進捗管理を担う推進体制についても最適化を図ります。これまで個別に開催されていた「総合計画審議会」と「みらい戦略推進会議」を一つの会議体に統合し、より多角的な視点から進捗評価・報告を行います。

同時にこの計画は、舞鶴市の市是「平和産業港湾都市」の建設を目指す、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）に基づく舞鶴市転換計画とします。

### 3. 2040年に向けて目指すまちの将来像

#### 「未来に希望がもてる活力あるまち舞鶴」

##### 【核となるキーワード ～人・愛・誇り～】

舞鶴市の宝である「人との温かいつながり（人）」

郷土を慈しむ「深い地域愛（愛）」

歴史に培われた「まちへの確かな誇り（誇り）」

これら3つの想いを込めて、市民誰もが未来に希望を描き、その希望と活力を次世代へと継承するまちを実現する。

### 4. 3つの視点

将来像に向けて実施するまちづくりは、以下の3つの視点を持って取り組む。

#### 1 多様な絆が育む、【安心と共生のくらしづくり】

安全・安心、福祉、共生、つながりといった要素を「絆」という言葉に集約し、性別や国籍、年齢を問わず、多様な人々が互いに尊重し、温かく支え合うことで、誰もが孤立せず、心から安心して暮らせる「温かい生活基盤」を築く。

#### 2 誇りを育み、【自分らしく挑戦するひとづくり】

舞鶴の歴史や文化、自然などに対する「誇り」を土台に、自分らしく未来へ向かって「挑戦」できるひとを育てる。

#### 3 【変化】に挑み、【世界を魅了するまちづくり】

「変化」に挑み、舞鶴が持つ「赤れんが」「海・港」「食」などの資源を世界水準の「舞鶴ブランド」へと磨き上げ、世界中の人々を魅了するダイナミックで開かれたまちづくりを進める。

### 5. 2040年を目指すべきまちの姿（+行政運営）

#### ① こどもの未来と郷土愛を共に育むまち

範囲：教育・子育て

説明（どんなまちか）：

- ◎こども一人ひとりが尊重され、互いに多様性を認め合い協働する中で個性を伸ばし、自らの未来を切り拓き、たくましく生き抜く力を育むことができる。
- ◎舞鶴の歴史や文化、自然、地域に根差した多様な営みの中で、こどもの豊かな感性と郷土への深い愛着と誇りを育み、一度離れても、舞鶴に戻ってきたい・関わり続けたいと思える。

- ◎子育て世帯から選ばれる、「安心して産み育てることができるまち」、「子育てしやすい魅力的なまち」になっている。
- ◎地域社会全体（「Team舞鶴」）でこどもの誕生・成長を喜び支え合える。

## ② 夢を育み、誰もが挑戦できるまち

範囲：共生社会、文化・芸術・スポーツ、生涯学習

説明（どんなまちか）：

- ◎ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂性）の考えが浸透し、多様な価値観が尊重され、性別、国籍、年齢や障害の有無等に関わらず、多彩なライフスタイルを尊重し合い、誰もが自らの可能性を最大限に追求できる。
- ◎高齢者は長年の経験や専門性を活かして、地域社会や経済を支える主役として活躍している。
- ◎市民が日常生活のあらゆる場面で文化芸術に触れたりスポーツに親しめたりすることができ、日々の生活の中で「心が満たされる時間」がある。
- ◎誰もが生涯を通じて主体的に学びを深め、新たな知見や技能を習得しながら、その成果を自己の成長や地域社会での活躍へと繋げられる。

## ③ 誇りと恵みが、みなぎるみなとまち

範囲：港湾、地域産業、観光、1次産業、企業・創業支援、関係人口

説明（どんなまちか）：

- ◎関西経済圏の日本海側の玄関口である「京都舞鶴港」を核に、世界につながる「みなとまち」として人流・物流・ビジネスの拠点となっている。
- ◎日本海側の重要な拠点として、国の安全・安心を支えてきた造船業をはじめとする基盤産業が発展している。
- ◎舞鶴ならではの歴史や文化、自然などを世界に誇る観光資源として磨き上げることで、訪れる人の深い愛着を呼び起こし、その共感が市民のまちへの誇りを育むとともに、地域経済の活力を生み出している。
- ◎多様な志を持つ人や企業が集い、地域の知恵と外部の発想が融合することで、挑戦を後押しする風土が醸成され、未来を切り拓く新たな価値を生み出している。
- ◎高等教育機関や地元企業との連携のもと、舞鶴で生まれ、育ち、学んだ若者が、地域産業を支える技術者として定着する「人材の循環」が実現している。
- ◎高付加価値化や安定生産が進み、若者が夢を持って就業できる「稼げる一次産業」となっている。

## ④ 心地よい暮らしが進化するまち

範囲：健康、医療、福祉、地域コミュニティ、環境、景観

説明（どんなまちか）：

- ◎こどもから高齢者まで、誰もが自分らしくいられる居場所がある。
- ◎市民がつながり、主体的に地域づくりに関わることで、自分たちの住むまちの豊かさを自らが高めている。
- ◎歴史ある建造物や町並み、美しい田園、風情ある港町の風景など、舞鶴らしい景観が次世代へ引き継がれている。
- ◎山・川・里・海など舞鶴の豊かな自然環境や生態系が維持・充実され、自然の恵みが次世代へ引き継がれている。
- ◎脱炭素・循環型のスマートなライフスタイルが市民の日常に定着している。
- ◎誰もが住み慣れた地域で生き生きと自分らしく暮らせる医療・福祉・コミュニティが整っている。

#### ⑤ 人・地域がつながり、未来への架け橋をつくるまち

範囲：都市、交通、防災、安全、地域コミュニティ、多様性

説明（どんなまちか）：

- ◎東舞鶴駅・西舞鶴駅を中心に都市機能の誘導による利便性の高いまちなかの形成と、豊かな自然が残る地域で住み続けられる環境を整え、まち全体が互いに連携し特性を活かし合うことで、持続可能なまちを実現している。
- ◎先進技術の活用と共助により誰もが安心して外出し、必要なサービスを利用できる多層的な公共交通ネットワークが確保されている。
- ◎日本海国土軸を支える重要拠点として、港湾・交通・防災などの強靱なインフラを有し、高いリダンダンシー機能を備えている。
- ◎自助・共助の市民意識の高まりと先進技術を活かした防災機能の充実が進み、災害に強く、全ての市民が心から安心して暮らせる環境が整っている。

#### 横断的な柱：地域行政（DX推進、シティプロモーション、日本一働きやすい市役所、行財政改革）

説明（どんな行政か）：

- ◎職員自らが「深い地域愛」を持ち、「地域の未来は地域の中にある」との考えのもと市民との対話を率先して実施している。
- ◎社会情勢の激しい変化に柔軟かつ迅速に対応するため、先進的なデジタル技術を徹底活用してDXを推進し、市民の利便性向上と業務の最適化を同時に実現している。
- ◎舞鶴の魅力を戦略的に発信するシティプロモーションを展開し、市民には「舞鶴に住み続けたい」、市外の人には「訪れたい、住んでみたい」と感じられる「選ばれるまち」としての都市ブランドを確立している。
- ◎業務、組織、働き方の一体的な改革を通して「日本一働きやすい市役所」を実現し、職員が創造性を発揮し、挑戦し続けることで、変化を恐れず市民と共に未来を切り拓く、強靱な行政経営を確立している。

◎未来への投資という「攻め」の視点と徹底した行財政改革を通じた財政規律の堅持という「守り」の視点の両輪で、健全かつ自立的な財政基盤を確立し、将来にわたる持続可能なまちづくりを推進している。

# 1. ワークショップ・ヒアリングの実施

## ワークショップ

- 8/31 9/6 「誰もが暮らしやすいまちづくり」を考える座談会  
 第1回 第1部 (外国人が働き・暮らしやすいまち) 26名  
 第2部 (女性が働き・暮らしやすいまち) 16名  
 第2回 (誰もが自分らしく輝き、暮らしやすいまち) 19名  
 11/26 舞鶴のまちづくり井戸端会議 (市民が主役のまちづくり) 32名  
 12/11 1/21 2/18 観光まちづくりワークショップ  
 第1回(現状認識、観光ポテンシャル) 17名  
 第2回(稼ぐ観光) 16名  
 第3回(舞鶴の観光の未来を考える) 11名



## ヒアリング

- 12/4 FMまいづる出演高校生 4名  
 12/24 市内事業者 (JMU) 3名  
 1/15 転勤族(転勤族の配偶者) 8名  
 1/20 転勤族(自衛隊員) 6名  
 1/22 市内福祉事業者(ライフステージ舞夢) 3名  
 2/19 市内事業者(弥栄電設工業) 1名



## 2. SNS等を活用した市民参加型プロジェクトの実施

### #みんなで作る舞鶴【意見募集】

【募集時期】 令和7年 10月1日～令和8年1月 31日

- 【募集テーマ】(1)自分が市長なら、2040年こんなまちを目指したい  
 (2)自分が市長なら、2040年に向けてこんな課題に  
 取り組む  
 (3)市民として、2040年のありたい姿とは  
 (4)市民として、2040年に向けてできることは

【回答方法】 SNS (Instagram、X、Facebook)、特設フォーム等

【応募結果】 528件

- ・SNS等 109件
- ・意見フォーム 181件
- ・広報アンケート 238件

【投稿意見の公開】

- ・舞鶴高専プログラマーズコミュニティクラブの学生が作成・運営した特設サイトで、広聴AIを活用し、ダイジェストの形で意見を公開  
 特設サイト: [「#みんなで作る舞鶴2040」プロジェクト](#)

### ①自分が市長なら、2040年こんなまちを目指したい【1/20 12:00 更新】

R2 751件

地域社会の構築に関する意見は、持続可能性や共生を重視し、特に高齢者や子供、若者の生活環境の充実が求められています。舞鶴市では医療や教育、観光資源の活用を通じた地域振興が提案され、地域活性化や人口増加に向けた具体的施策も重要視されています。また、交通や環境の整備、世代を超えた共生社会の実現、戦争の教訓を生かす教育の重要性も強調されています。

全体 濃い意見 階層



## 2. SNS等を活用した市民参加型プロジェクトの実施

### 2040年に残したい 舞鶴フォトライブラリー **【写真募集】**

【募集時期】 令和7年 11月1日～令和8年2月 28日  
(秋・冬コレクション)

【募集テーマ】(1)2040年に残したい、伝えたい舞鶴の風景  
(2)2040年に残したい、伝えたい舞鶴の食  
(3)みんなに伝えたい舞鶴の人間国宝

【回答方法】 SNS(Instagram、X、Facebook)か特設フォーム等

【応募結果】 118件

【投稿意見の公開】

- ・舞鶴高専プログラマーズコミュニティクラブの学生が作成・運営した特設サイトで、投稿写真等をフォトライブラリーとして公開
- 特設サイト：[「#みんなで作る舞鶴2040」プロジェクト](#)

【備考】 令和8年4月1日～7月 31日 春・夏の写真募集予定

「#みんなで作る舞鶴2040」フォトライブラリー移動画面

どのジャンルに興味がありますか？そのジャンルの画面を開きます。

○舞鶴の「赤れんが倉庫」



○舞鶴の「食」



○舞鶴の「自然」(秋、冬)



○舞鶴の「海」



## 2. SNS等を活用した市民参加型プロジェクトの実施

### 地域幸福度 (Well-Being) アンケート

1. 調査目的 市民が日頃感じている「暮らしやすさ」や「幸福感 (Well-Being)」を可視化することで、舞鶴市の地域特性を把握し、これからのまちづくりに役立てるもの。

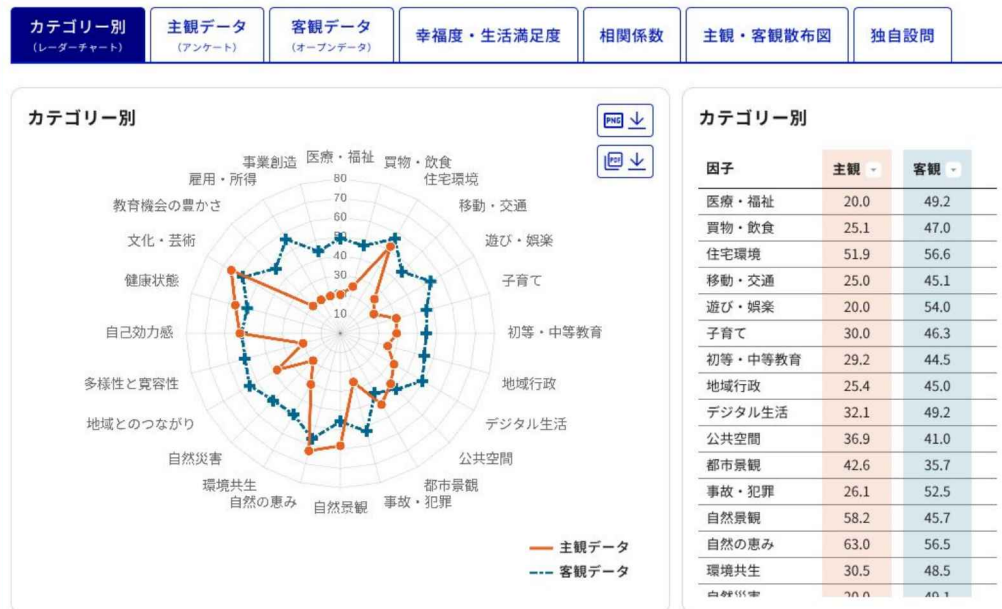
2. 調査対象 全舞鶴市民

3. 調査期間 令和7年9月1日から11月30日

4. 調査方法 WEB回答(デジタル庁が開発した自治体アンケート調査支援システムを利用)  
 ※自治会回覧板や広報まいづる9月号、メール・LINE配信、SNS配信等でアンケート調査協力の周知を実施。

5. 回答者数 304名

※デジタル庁のHP上に結果が公表されています。  
 地域幸福度 (Well-Being) 指標: [ダッシュボード](#)



### 3. 学校や市民団体、まいつる親善大使等との連携

#### 小中高との連携

探究の授業や出前講座などを通して、学生の舞鶴の未来を考える学習の支援や意見募集に対する意見を市 SNS等で動画配信等を実施

##### (1) 小学校・中学校

・白糸中学校(学習支援、SNS動画、市長発表会)

- ・和田中学校(SNS動画)
- ・青葉中学校(学習支援)
- ・倉梯小学校(学習支援)

##### (2) 高校

- ・西舞鶴高校(学習支援)
- ・東舞鶴高校(学習支援、SNS動画)
- ・日星高校(学習支援、SNS動画)



#### 舞鶴高専との連携

舞鶴高専プログラマーズコミュニティクラブの学生が「#みんなで作る舞鶴2040」の特設サイトを作成・運営

- (1) 投稿意見をもとに広聴 AIを使って市民の声を可視化
- (2) 投稿写真等をフォトライブラリーとして公開

特設サイト: [「#みんなで作る舞鶴2040」プロジェクト](#)



#### 市民団体・まいつる親善大使等との連携

市民団体、まいつる親善大使等からいただいた意見募集に対する意見を市 SNS等で動画配信等を実施



## 【参考：市民の意見】

## 1. 意見募集

- 「みんなが挨拶できるまち」
- 「失敗してもやり直せる寛容な社会」
- 「誰一人取り残さないコミュニティ」
- 「歴史と文化を基調とした町作り（海軍と引揚の資料がたくさんある）」
- 「国に陳情しもう一度造船所の復活に力を注ぎたい。」
- 「港町ならではの魅力をいかして観光客を取り込む。」
- 「舞鶴の港湾を活用例えばクルーズ船の誘致、コンテナ港として、京阪神への交通網を拡充、国際港として発展させることで、飛躍的に活躍する舞鶴に！」
- 「車の運転ができなくても、まちじゅうを自由に行き来でき、病院も買い物も不自由なく行けるようなまちであってほしい」
- 「全部自動で動いて、楽しく暮らせる街にしたい」
- 「大型商業施設がほしい」
- 「郊外のインフラを自立させる。郊外の防災備品・備蓄を充実させる。」
- 「生涯学習という意味で全世代の何かをやってみようという後押しができるような仕組みを作りたい。」
- 「シニア世代の人々が幼稚園や保育所に出かけて行って一緒に過ごせるような「制度や環境」を作って頂きたい」
- 「芸術活動の場も作って活動を誘致する。」
- 「スポーツ、文化、余暇、ボランティア活動等ですべての人がサードプレイスを持ち、ゆるやかに繋がるまち。」
- 「東西のシャッター街を復興する」
- 「医療が充実したまち」
- 「医療に依存するのではなく、自分の健康は自分で守ることのできる健康市民を増やす。」
- 「多くの人が相互に助け合い楽しく生活できる」

## 2. ワークショップ

- ① 「誰もが暮らしやすいまちづくり」を考える座談会（外国人が働き・暮らしやすいまち）
  - 「保証人がいないためアパートが借りられない」
  - 「ゴミ出しのルールが複雑すぎて分からない」
  - 「バスが少なく、車がないと移動できない」
  - 「日本語教育の場が少ない」
  - 「SNSを活用して外国人住民に情報を届ける」
  - 「日本人を学ぶチャンスをつくる」
  - 「日本人の方にわからないことを教えてもらうなどして助けられたことがあり、相談できる人を増やす」
  - 「町内会で外国人住民と交流する」
  - 「目的型交流サロンの設立（地域の未利用スペース活用）」
- ② 「誰もが暮らしやすいまちづくり」を考える座談会（女性が働き・暮らしやすいまち）
  - 「しゃべれる場所（空き店舗の活用）」
  - 「制度はあっても職場の空気で育休や時短が使えない」
  - 「子供の看護で休むのは女性ばかり」
  - 「新米パパ・ママはマークをつけ、社会全体で子育て世代を支える風土を醸成」
  - 「シニアの活用（サクッと手伝えるマッチング）」
- ③ 舞鶴のまちづくり井戸端会議（市民が主役のまちづくり）
  - 「人材不足」
  - 「うまく活動周知ができていない」
  - 「活動団体同士のつながりをもっと増やしたい」
  - 「つながりが増えると楽しい」
  - 「熱意があって元気な高齢者も多く、もっと高齢者が活躍する仕組みがあってもいい。」

「舞鶴には様々なコミュニティがあるが、情報共有できる場所や気軽に集まる機会がなく、案外他のコミュニティの活動を知らない。活動団体や活動内容をHPをやSNSで広く周知すべき。活動団体がお互いを知れる仕組みがあるとよい。」

#### ④観光まちづくりワークショップ

「引揚記念館へ行きたくても、バスの本数が少なく午後の便がないため、訪問を諦めてしまう機会損失が起きている。」

「映画ロケ地などの魅力的な資源が十分に知られていない。また、情報が分散していて検索しにくい。InstagramやWebサイトなど、入り口は違って最終的に必要な情報にたどり着ける統合的な動線が必要。」

「東舞鶴駅に観光案内所がないため、駅に降りた直後の案内機能が不足している。」

「ウィラー社による台湾でのプロモーション等の影響から、西舞鶴エリアでは、スーツケースを持った外国人が街歩きを楽しむ姿が目立ってきている。」

### 3. ヒアリング

#### ①FMまいづる出演高校生

「(若者が戻りたくなるには、)舞鶴にワイワイ交流できる「仲間」や活動を共にする【人】の繋がりがあることや、一時的でも帰ってきて活動したり、仲間と集まったりできる【機会(イベントや交流の機会)】の提供が必要。多少の不便さは気にしない」  
「学生の視野を広げるためには、学校の枠を超えて、市内全域の高校生が繋がれる仕組みが不可欠。」

「高校生が外部の人と繋がる機会を増やし、地域活動への参加を促進する必要性がある。」

「東舞鶴と西舞鶴、それぞれ異なる歴史と雰囲気があるのが面白い。」

「若者が「表に立てる舞台」となるライブやイベントなどがほしい。」

#### ②市内事業者(JMU)

「地元高校(校舎)が幅広い学びが可能な「総合学科」のような特色を持ちつつ、企業と連携した地域課題解決型学習(PBL)など地元定着につながる学びの拠点となることに期待。」

「貯木場跡地などを活用し、水中ドローンや造船DXといったスタートアップ企業が実験できる場を作るなど、全国から注目される「尖った」まちづくりに期待。」

#### ③転勤族の配偶者(てんつまCAFE)

「舞鶴は町中などで声をかけてもらえるなど人があたたかい」

「公園や子育てひろば、あそびあむ等の子育て環境を高く評価」

「ショッピングモールやコストコなど、大人も中高生、子どもも楽しめる、飽きのこない遊び場や買い物の場の創出を希望」

#### ④転勤族(自衛隊員)

「ゴミ分別の厳しさ(特に不燃ごみ)が生活のストレスとなっている」

「魚介類の美味しさは魅力」

「ネットカフェやWi-Fi・ドリンクバー完備のファミレスなど、一人でゆっくり過ごせる場所がない」

「家族で長居できる大型商業施設がほしい」

#### ⑤市内福祉事業者(ライフ・ステージ舞夢)

「新卒・若手人材が「全く足りてない」深刻な状況。」

「制服デザインの刷新や業務の細分化(介護助手へ業務のタスクシフト)など、働きたくなる工夫を実施。」

「職員の子どもを地域で預かる保育連携など、働きやすさ向上に期待。」

## 今後のスケジュール（予定）

- |        |   |
|--------|---|
| 5月1日   | 総合計画審議会への基本構想案諮問                                |
| 5月末    | 基本構想案の答申手交                                      |
| 6月初旬   | 実行計画の検討開始<br>庁内ワークショップの開催<br>ロジックモデル、アウトカム指標の策定 |
| 11月中旬  | 総合計画（基本構想・第1期実行計画）案の策定                          |
| 11月中旬  | 総合計画審議会への総合計画案の説明                               |
| 12月上旬  | パブリックコメントの実施                                    |
| 12月～2月 | 舞鶴市議会での討議・意見集約・議案質疑（調整中）                        |
| 3月     | 総合計画（基本構想・第1期実行計画）冊子完成                          |